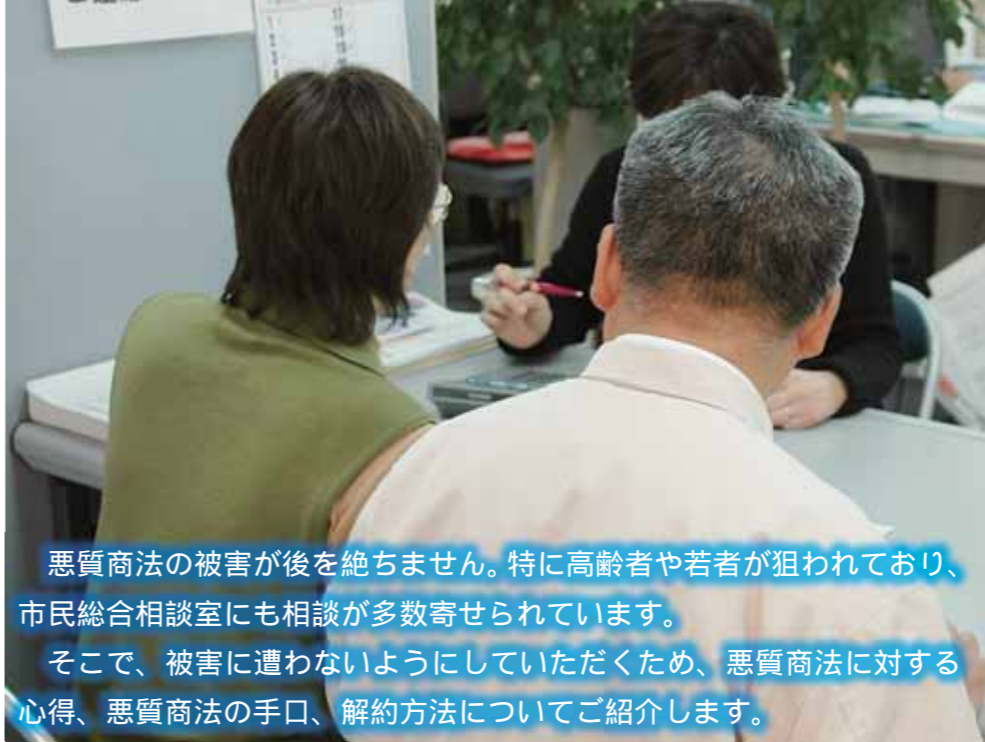


# あの手、この手で あなたを狙う悪質商法



悪質商法の被害が後を絶ちません。特に高齢者や若者が狙われており、市民総合相談室にも相談が多数寄せられています。そこで、被害に遭わないようにしていただくため、悪質商法に対する心得、悪質商法の手口、解約方法についてご紹介します。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら早めに相談

市民総合相談室には、様々な相談が多数寄せられています。中でも多い相談内容が、言葉巧みに近づき、不要不急の高い買い物や修理をさせる悪質商法（別表）です。ここ数年の悪質商法に関する相談件数は、平成16年度1,928件、平成17年度1,530件、今年度は、1月31日現在で901件とやや減少傾向にあります。日々多様化、巧妙化する悪質商法の被害は後を絶ちません。誰もが、いつ被害に遭うかわからない悪質商法に対処するには、私たち消費者が悪質商法の手口について知っておくことが大切です。そして、「おかしいな」「困ったな」と思ったら悩む前に早めに相談しましょう。

被害に遭わないための心得

悪質業者は、手を変え品を変え、消費者の心の隙を狙ってきます。日ごろから次のことに心がけ、被害に遭わないようにしましょう。見知らぬ人は家にいれない。うまい話には乗らない。必要がないならはつきり断る。その場ですぐ決めない。署名・押印は契約書をよく読んでから。預貯金、家族構成などのプライバシーは明かさなない。しつこい相手は110番。もし契約してしまった場合でも、無条件で解約できるクーリング・オフ制度（別表）があります。

市役所職員を装った悪質商法が横行しています。現在、市内では、市役所職員等を装って消火器や火災警報器の点検をするなど近づき、設置されていない場合は、設置は法律に基づき義務付けられているとあって、消火器などの購入をしようとする。いわゆる点検商法が横行しており、高齢者がその被害に遭っています。市役所職員などが一般家庭を訪問し、消火器を販売することは絶対ありません。そのため、市では、悪質商法に狙われやすい高齢者を守るため、介護支援事業所やケアマネジャーなどの関係機関との連携を強化し、悪質商法による被害の未然防止に努めています。また、町内会や団体の会合などに専門知識を持った職員が出向き、悪質商法に関する最新の状況などを説明する出前講座も開催しています。詳しくは、市民総合相談室までお問い合わせください。



**市民総合相談室 利用案内**

室内には、悪質商法に関するパンフレットが置いてあります

**開室日**  
月曜日～金曜日  
**開室時間**  
8:30～17:00  
**相談員**  
消費生活相談員 3人  
一般相談員 1人

**【問い合わせ】**  
市民総合相談室  
(庁舎裏別館1階)  
0994-31-1169

## 別表 主な悪質商法

訪問販売や電話勧誘販売などで、消費者の不安をあおったり、あたかも身体などの不調が改善されるかのような説明をして、商品やサービスの契約（申込）をさせる手口です。

手口の名称	販売手口	利用される商品
点検商法	前触れもなしに販売員が家を訪問し、水道水や屋根、布団などを見て、「このままではいけない」と消費者の不安をあおり商品を売りつけます。	床下換気扇、屋根工事、耐震工事、浄水器、寝具、白あり駆除など
S F（催眠）商法	空き店舗などで無料サービス、無料体験などと言って人を集め、無料の品を配った後、高額な商品を売りつけます。	布団、健康食品、電気治療機器など
次々商法	言葉巧みに商品を売りつけた後、同じ消費者に次々と商品を売りつけます。	印鑑、宝石、資格講座など
送りつけ商法	商品を注文していないのに、一方的に送りつけ、商品代を請求します。	書籍、写真集、電話番号掲載料など
家庭への訪問販売	前触れもなしに販売員が家を訪問し、商品を売りつけます。	火災警報器、消火器、学習教材など
紹介販売（マルチ商法）	「会員になって、他の人にも商品を勧めていけば、あなたに利益が入る」などと言って、商品やサービスの契約をさせます。	健康食品、下着、化粧品、通信機器など
資格商法	職場などに「受講すれば資格が取れる」などと電話をかけ、高額な商品を売りつけます。	書籍、パソコン、ビデオなど
アポイントメントセールス	電話やハガキで「景品が当たった」などと言って、展示会場などに誘い出し、高額な商品を売りつけます。	会員権、宝石、絵画など
デート商法	出会い系サイトや間違い電話、メールで出会いの機会を作り、恋愛感情を利用して、高額な商品を売りつけます。	宝飾品、洋服、絵画など

## 別表 クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、訪問販売や電話勧誘などで契約した場合、契約書面を受け取ってから8日間（マルチ商法は20日間）以内であれば、無条件で契約の解除ができる制度です。

詳しくは、市民総合相談室にご相談ください。

### クーリング・オフのためのハガキの書き方

表	裏
宛先を書く 〇〇〇-〇〇〇〇 会社 代表責任者様	<b>業者宛</b> <b>契約解除通知</b> 契約年月日 商品名 価格 担当者 上記日付の全ての契約を都合により解除します。 平成 年 月 日 住所 氏名(契約当事者署名) ㊞
	<b>クレジット会社宛</b> <b>契約解除通知</b> 契約年月日 商品名 価格 販売店名 上記日付の全ての契約を都合により解除します。 平成 年 月 日 住所 氏名(契約当事者署名) ㊞

**クーリング・オフをする際の注意事項**

必ず書面は配達記録郵便又は簡易書留で出してください。  
必ず表裏ともコピーをとってください。  
印鑑は認め印で大丈夫です。  
クレジットを利用している場合は、業者とクレジット会社に出してください。